

鳥取県営繕工事・建築関係建設コンサルタント等業務の
遠隔臨場に関する実施要領【試行】

令和6年4月

鳥取県総務部

1 目的

この要領は、鳥取県総務部（東部建築住宅事務所及び各総合事務所環境建築局を含む。（以下同じ））が発注する営繕工事において、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「立会い」及び「打合せ」（以下「立会い等」という。）を行うこと（以下「遠隔臨場」という。）で、工事受発注者の作業の効率化を図るために必要な適用範囲、具体的な実施方法及び留意点等を定めたものである。

2 対象工事等

全ての営繕工事のうち、工事受注者から希望のあった営繕工事を対象とする。

3 事前協議

遠隔臨場の実施にあたり、工事受注者は、監督員及び県から工事監理業務を委託された建築士事務所（鳥取県建設工事執行規則（昭和 48 年鳥取県規第 66 号）第 30 条に規定された監督を委託された者）（以下「工事監理者」という。）（以下、「監督員等」という。）と協議し、適用項目及び適用機器等を定めること。

(1) 適用項目

ア 立会い業務における遠隔臨場

立会い業務における遠隔臨場は、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」に該当し、施工状況把握を含む監督員等が臨場にて行う行為を遠隔臨場により、契約図書との適合を確認することができる。

なお、監督員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、工事受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合は、現場臨場による立会いを実施すること。

イ 打合せにおける遠隔臨場

全ての打合せを対象とし、遠隔臨場により打合せを行うことができる。ただし、分離発注工事で総合的に打合せを行う場合、監督員等が遠隔臨場により打合せを行うことが好ましくないと判断した場合はこの限りではない。

なお、監督員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、工事受注者にその旨を伝え、対面による打合せを実施すること。

(2) 適用機器等

ア 機器の選定

工事受注者は監督員等と協議し、遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及び Web 会議システム等を選定すること。

イ 監督員等への機器の貸与

監督員等が通常使用する機器では遠隔臨場に適さない場合は、監督員等は遠隔臨場に必要な機器の貸与を工事受注者に要請することができる。その場合、工事受注者は当該機器の貸与を承認するものとする。

(3) 遠隔臨場が中断された場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に対応方法を定めておくこと。

この場合、別日に現場臨場へ変更することの他、確認箇所を画像・映像で記録したものを情報共有システム、メール等の代替手段で共有し、監督員等が机上確認する方法でもよい。

4 実施計画書

工事受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、実施計画書及び添付資料に下記の事項を記載し、監督員等へ提出し、確認を受けること。

(1) 適用項目

遠隔臨場を実施する立会いの項目を記載する。適用する項目については国土交通省が作成した「遠隔臨場に関する適応性一覧」を参考にすること。

(2) 適用機器等の構成と仕様

なお、監督員等へ機器の貸与を行う場合は、貸与する機器の仕様等も記載すること。

ア 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様

遠隔臨場にて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様を記載すること。なお、監督員等へ機器の貸与を行う場合は、貸与する機器の仕様等も記載すること。

また、動画撮影用のカメラ等に関する参考値は下表のとおりである。

項目	仕様	備考
映像	画素数：1920×1080 以上	カラー
	フレームレート：30fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカー：モノラル（1チャンネル）以上	

イ Web 会議システム等

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督員等へ配信するために使用する Web 会議システムは、事前に監督員等と調整を図ること。

(3) 立会い等の実施

遠隔臨場による立会い等の実施方法を記載すること。

また、遠隔臨場が中断された場合の対応についても記載すること。

5 遠隔臨場の事前準備

(1) 事前提出資料

工事受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員等に実施時間、実施箇所（場所）及び必要とする資料について、監督員等へ確認を行う。

なお、立会い等において、事前に提出が必要となる資料は現場臨場を実施する場合と同じものを提出すればよい。

(2) 適用機器等の確認

工事受注者は、事前に監督員等と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）、Web 会議システム等の仕様、通信状況等について確認を行うこと。

6 工事監理者が工事監理する工事の場合について

(1) 工事監理者は、遠隔臨場を拒否することができる。

(2) 工事監理者が必要と認める場合、指導監督員へ臨場の立会いを求めることができる。

7 遠隔臨場の実施及び実施報告

(1) 遠隔臨場の実施

ア 工事受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板、タブレット等を用いて表示すること。

イ その他必要な情報は、適宜読み上げ等により監督員等による実施項目の確認を得ること。

ウ 終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員等による実施結果の確認を得ること。

(2) 遠隔臨場の実施報告

ア 「8 費用算出方法」の設計変更対象の判断のため、工事受注者は、実施した適用項目、適用機器等が分かる資料、写真等を工期の14日前までに発注者へ提出すること。

イ なお、実施した適用項目、適用機器等が分かる資料は実施状況が分かる必要最小限のものでよい。

8 費用算出方法

遠隔臨場に係る費用は、受発注者間で協議し、工事受注者見積りにより共通仮設費に計上し、変更設計の対象とする。3(2)イ遠隔臨場に必要な機器を監督員等へ貸与する機器も設計変更の対象とする。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上すること。なお、工事受注者がすでに所持する機器を使用する場合は、変更設計の対象としない。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

(例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード：10年

(<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>)

(費用のイメージ)

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料(又は損料)
- ② 撮影機器の設置費
- ③ その他(ライセンス代、使用料、通信環境の整備等)

※発注者に機器等貸与する場合は貸与機器等に係る①～③の費用。

(留意点)

- ・営繕工事の現場臨場に係る立会い・確認・準備・通信に要する費用は、共通仮設費及び現場管理費に率計上されているため、遠隔臨場に係る費用は、現場臨場の費用から追加で必要となる費用を計上すること。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

9 建築関係コンサルタント業務等への準用

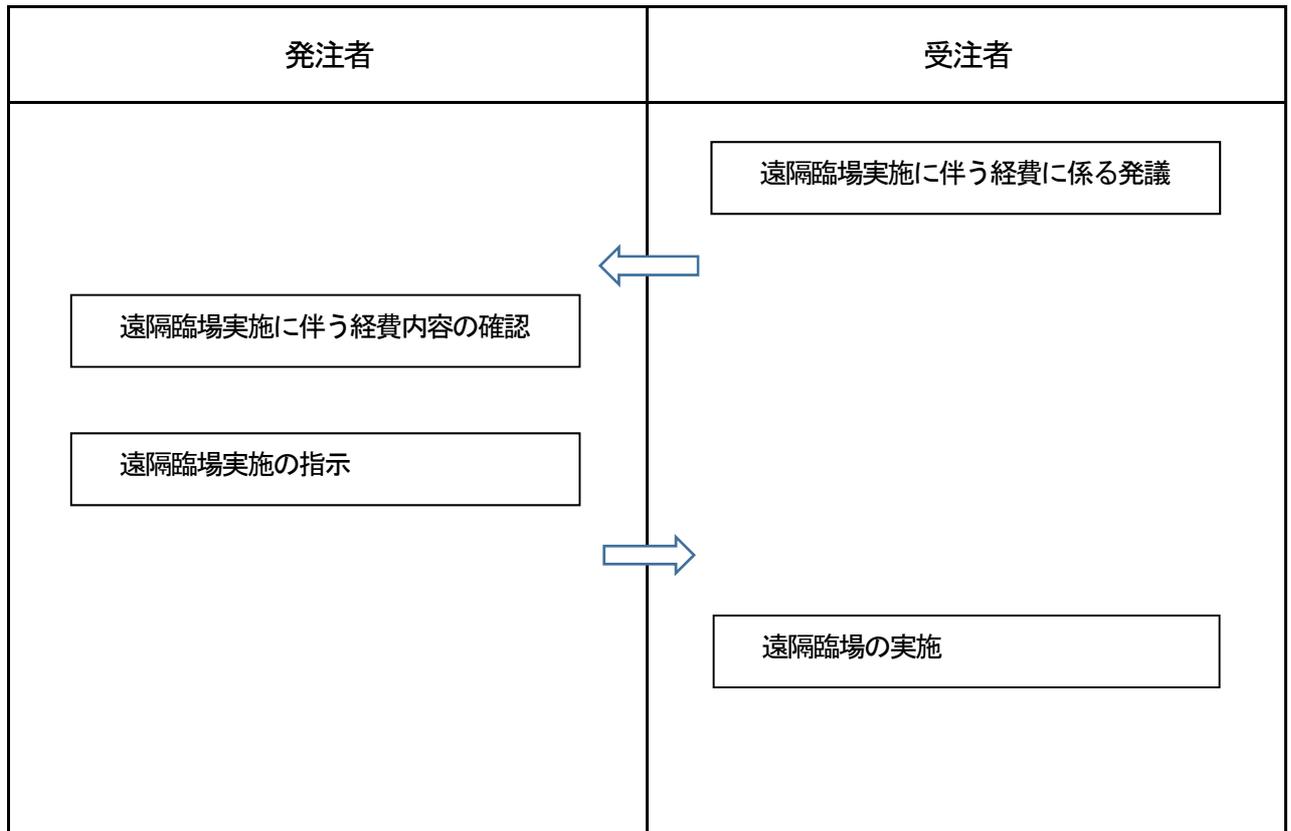
鳥取県総務部が発注する建築関係建設コンサルタント業務(工事監理を除く)及び地質調査業務(以下、「委託業務」という。)についても、委託業務受注者から希望のあった委託業務を対象とすることができる。

この場合、上記を準用し、各委託共通仕様書の「立会い」を遠隔臨場で行う。また「監督員等」を「調査職員」と読み替え、「8 費用算出方法」における「共通仮設費」は「特別経費」に読み替える。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行する。

遠隔臨場実施に係る設計変更の手順



〇〇工事 遠隔臨場実施計画書

1 責任者 〇〇技術者 △□

2 使用機器

使用機器等	製品名	仕様	備考
撮影用カメラ	〇〇〇	画素数：1920×1080	カラー
マイク	(カメラ内蔵)	モノラル	
スピーカー	(カメラ内蔵)	モノラル	

貸与機器等	製品名	仕様	備考
撮影用カメラ	〇〇〇	画素数：1920×1080	カラー
マイク	(カメラ内蔵)	モノラル	
スピーカー	(カメラ内蔵)	モノラル	

3 Web 会議システム

システム名	ZOOM
-------	------

CISCO Webex

4 適用項目等

工種	項目	確認内容	実施 予定時期	備考
鉄筋工事	材料	種別、径	●月上旬	
	配筋	定着長さ、被り	●月上旬	
鉄骨工事	高力ボルト	締め付け状況、ピンテール	△月上旬	

5 中断等不具合があった場合の対応

(例) 不具合があった場合は、監督員に電話で連絡し、指示を仰ぐ。